

「くまもっとうまか応援店」募集・認定実施要領

第1 目的

公益社団法人熊本県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が、県外に所在する飲食店・宿泊施設・小売店（以下「飲食店等」という。）を「くまもっとうまか応援店」として募集・認定し、県産品・特産品（以下「県産品等」という。）や郷土料理等の魅力を広く発信することで、本県への興味・関心を促し、認知度を向上させるとともに、観光客の誘客へ繋げることを目的とする。

第2 応募対象

県外に所在する飲食店等のうち、本県の観光PRへの協力、県産品等を使用した料理の提供や販売を行う施設とする。

※但し、飲食店とは食品衛生法の飲食店営業の許可を受けている店舗とし、一般食堂、料理店、仕出し屋、弁当店レストランなど食品を調理して利用客に飲食させる店舗（ホストクラブやキャバクラなどの接待を伴う飲食店は除く）とする。

第3 応募の基準

第1に掲げる目的に賛同し、次の3つの基準を満たす飲食店等は応募することができる。

[応募基準]

- ① 県産品等を使用した料理や本県の郷土料理の提供及び県産品等の販売をしていること
- ② ①の情報を、本県の観光ホームページ等に掲載することに同意できること
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号）に規定する暴力団並びに暴力団密接関係者でないこと

第4 くまもっとうまか応援店の取組

くまもっとうまか応援店は第1に掲げる事業目的を実現するため、以下の取組を行う。

- (1) 県産品等を使用した料理の提供、本県の郷土料理の提供及び県産品等の販売
- (2) 自社ホームページやチラシ等における県産品等の魅力や本県の観光情報の発信
- (3) 観光連盟が用意するステッカーや観光パンフレット等の広報ツールによる熊本県のPR
- (4) 観光連盟が実施するフェアやスタンプラリー等のキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）への協力
- (5) 観光連盟などが実施するアンケート調査等への協力

第5 観光連盟の取組

- (1) 本県の観光ホームページ等によるくまもっとうまか応援店のPR
- (2) ノベルティ等の広報ツールを制作し、くまもっとうまか応援店へ提供
- (3) くまもっとうまか応援店と連携したキャンペーンの実施
- (4) くまもっとうまか応援店への県産品等の情報提供

第6 応募方法

くまもっとうまか応援店の認定を受けようとする飲食店等は、別紙様式1「くまもっとうまか応援店認定申請書」を県外事務所を通じて観光連盟に提出するものとする。

第7 応募期間

随時とする。

第8 審査・認定

観光連盟は、申請内容を審査・認定し、認定の可否を申請者に通知する。

第9 認定証の交付

観光連盟は、認定した飲食店等に認定証を交付する。

第10 認定期間

くまもっとうまか応援店の認定期間は、令和6年3月31日までとする。

但し、観光連盟がくまもっとうまか応援店の事業を継続すると決めた場合にはその期間に合わせて認定期間を延長する。

第11 申請内容の変更及び認定の辞退

- (1) くまもっとうまか応援店は、申請した内容に変更が生じた場合、変更の届出を行う。
- (2) 認定を辞退する場合又は応募基準を満たさなくなった場合は、認定辞退の届出を行う。
- (3) 上記(1)(2)の届け出は、別紙様式2の「くまもっとうまか応援店内容変更・認定辞退届出書」により観光連盟へ提出するものとする。ただし、観光連盟が行う調査により、申請内容と異なること又は応募基準を満たしていないことが確認された場合は、認定変更または認定辞退の届出があったものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。